

静岡県ワンデーレスポンス実施要領

1 取り組みの状況と基本方針

平成16年度に国土交通省北海道開発局が同開発局発注工事の受注者を対象としたアンケートにおいて、現場から出る質問に対する回答が遅いことが工程管理上の大きな問題である旨の意見が多く寄せられた。これを解決するため、同局では受注者からの質問に迅速に回答する取り組みを始め、これをワンデーレスポンスと名付けた。

その後、国土交通省ではこの取り組みを順次広げ、平成20年度からは全地方整備局で実施することとなった。

本県においても、平成19年度からワンデーレスポンスのモデル工事に取り組み、工期短縮による生産性の向上を目指した。

平成20年度は、ワンデーレスポンスのそもそもの意図である、現場で生じた問題に1日以内で回答することに主眼をおき、建設工事を発注する全ての出先事務所で1件以上の取組みを実施し、平成21年度は、さらに取組みを拡大し、建設工事は出先事務所の各課で1件以上実施し、業務委託についても取組みを実施した。

平成22年度は、この取り組みを現場担当者にも行きわたらせるため、建設工事又は業務委託を現場担当者ごとに1件以上の取組みを実施し、平成23年度は、建設工事及び業務委託全件で、ほぼ全員が目的を理解し実施した。

これまでの取組みにより、ワンデーレスポンスへの有効性が確認できたので、引き続き建設工事及び業務委託の全件で取組みを行い、一層の効果拡大を図る。

2 目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発注段階で発生する予見不可能であった諸問題に対してより迅速な対応を実現することを目的とするものである。

3 対象工事

ワンデーレスポンスの実践による効率的な現場施工の実現や報告・連絡・相談による受注者と発注者、あるいは監督員と総括監督員間の情報共有などの効果に鑑み、交通基盤部の所管に係る建設工事及び測量、設計、調査業務委託を交通基盤部所管出先事務所（局）及び農林事務所において全件で取り組む。

4 実施方法

1 基本は「即日対応」

- ア 受注者からの質問、協議への回答は、監督員と総括監督員間で報告又は相談を行ったうえで、基本的に「その日のうち」にする。
- イ 即日対応が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を連絡するなど、次の段取りができるようその日のうちに、回答する。
- ウ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、所属長等に報告、相談し回答する。
- オ 受注者からの的確な状況の資料による報告等を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

2 実施手順

- ア 受注者への周知
 - 契約後の打合わせ時に、受注者にワンデーレスポンスの基本理念を説明し、本取組みへの双方の理解を高める。
- イ 双方からの質問等に対し基本に則り対応する。

5 その他

1 本取組みの円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

2 効果の拡大

総括・主任監督員は担当監督員に対し全工事・業務委託において、実施を指導する。

検査監は、中間検査時に監督員及び受注者からの聞き取りにより、実施状況の確認を行い、状況により指導をするものとする。

付 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。